

## 就学指定校変更許可基準

宮津市教育委員会

宮津市内に在住する児童生徒の保護者は、教育委員会が指定する小・中学校に就学させなければならないが、特別な事由により、指定校以外の学校への通学を希望される場合は、次の基準に基づき行います。以下の条件をすべて満たし、かつ、下表に該当する場合承認するものとします。

(条件)

- 1 保護者が就学指定校の変更に係る通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任をもつことを承諾すること。
- 2 変更期間満了後は本来の指定学校に転学することを承諾すること。
- 3 学校運営上問題がないと判断されること。
- 4 教育委員会が必要と定めた書類等が添付されていること。

| 項目              | 事由  | 期間                    | 添付書類                | 備考  |
|-----------------|---|-----------------------|---------------------|---|
| (1) 転居予定地への先行就学 | 学期はじめに他の校区に転居することが確実であるため、その学期当初から転居予定先の学校に就学したい場合                        | 申請日から転居日              | 建築確認書等の住所移転が確認できる書類 |   |
| (2) 一時転居        | 住宅の新築、増築改装等により一時的に他の校区へ転居するが、1年以内に戻ることが確実である場合<br>風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合 | 仮住居の期間                | 建築確認書等の住所移転が確認できる書類 |   |
| (3) 就学途中の転居     | 就学中の児童・生徒が市内の他の通学区域に転居するが元の学校に引き続き就学させたい場合                                | 必要とする期間               | 不要                  | 市内転居の場合のみ許可。  |
| (4) 特別支援学級入級    | 特別支援学級入級のため、特別支援学級設置校へ通学させることが望ましい場合                                      | 本来校に特別支援学級が開設されるまで    | 不要                  | 市就学指導委員会で確認済みの者に限る。   |
| (5) 通院・治療等      | 児童又は生徒の心身の障害や病気治療等のため、本来校へ通学が困難又は適当でないと認められた場合                            | 事由解消まで                | 医師の診断書・学校長の意見書      |   |
| (6) 昼間留守家庭      | 児童が帰宅時に保護者及び適当な監督者がいない場合  | 小学校3年生まで(小学校6年生まで更新可) | 保護者の就労証明            | 原則小学校3年生までとするが、小学校4年生以降引き続き必要な場合は、小学校卒業までを原則として必要な期間認める。(小学校4年生以降、新たに事由が生じた場合も可。) |
| (7) いじめ・不登校     | いじめ・不登校で他の学校へ就学することにより改善が見込まれる場合  | 事由解消まで                | 学校長の意見書             |   |
| (8) 教育的配慮       | その他特別の事由により、特に教育的配慮が必要とする場合   | 事由解消まで                | 教育委員会が指示するもの        | 保護者から具体的事情を聴取する。  |